平成２５年（フ）第５９号
北海道上川郡東神楽町ひじり野北１条６丁目５番１―102号
債務者　菅原　　洋
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６０号
北海道旭川市永山２条９丁目２番26号　スガワラマンションA106
債務者　岡久　光雄
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６３号
北海道富良野市本町３番８号
債務者　古明地　保
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８号
北海道標津郡中標津町西町２丁目17番地
債務者　菊池　鐵夫
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月８日午前11時45分
釧路地方裁判所根室支部

平成２５年（フ）第９号
北海道標津郡中標津町西町２丁目17番地
債務者　菊池　啓子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月８日午前11時45分
釧路地方裁判所根室支部

平成２５年（フ）第１４号
愛知県刈谷市松栄町１丁目７番地３　パレス丹羽２―５号、前住所愛知県刈谷市野田町新田45番地　Bライン片山寮
債務者　髙橋　弘明
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月24日午後３時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２９０号
横浜市緑区三保町2570番地２　市営三保みどり台住宅２―402号
債務者　竹口　弘則
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３８７号
横浜市金沢区富岡東１丁目26番２―701号
債務者　宮野　由妃
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３９１号
神奈川県海老名市上郷１丁目26番23号　コーポ秋山103号
債務者　山本　達之
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５１号
岡山県瀬戸内市邑久町向山642番地
債務者　野上　伸子
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止中更正

平成２４年（フ）第１５４号
北海道旭川市春光台２条７丁目４番地の１、住民票上の住所北海道旭川市11条通23丁目２番地　市住354号
破産者　井上　順勝
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　平成25年２月13日になした破産手続廃止決定を、破産手続終結決定と更正する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第１３８４号
横浜市中区山下町100番地３　リレント山下町503号室倉林方
破産者　松浦なを子
1　破産債権の届出期間　平成25年４月12日まで
2　一般調査期日　平成25年５月13日午後１時10分
平成25年３月15日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７３号
三重県亀山市みどり町17番地３　古河電工社宅201棟106号
破産者　長嶋　和豊
1　破産債権の届出期間　平成25年４月15日まで
2　一般調査期日　平成25年５月24日午前10時
平成25年３月15日　　津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３４８号
兵庫県尼崎市南城内２番地の35　築地北住宅311号
破産者　アスカ精密こと　蛭子　　豊
1　破産債権の届出期間　平成25年４月15日まで
2　一般調査期日　平成25年６月14日午前10時15分
平成25年３月15日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５５４号
沖縄県那覇市泊３丁目16番地５　L．M泊３丁目第２―306
破産者　平良　　繁
1　破産債権の届出期間　平成25年４月15日まで
2　一般調査期日　平成25年６月13日午前11時
平成25年３月14日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２６７号
愛知県一宮市三ツ井２丁目10番22号　コーポタカオ201号
破産者　石川　真二
1　破産債権の届出期間　平成25年４月19日まで
2　一般調査期日　平成25年６月21日午前10時30分
平成25年３月15日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４４２号
埼玉県川口市大字新堀405番地の１
破産者　株式会社アミックス
1　破産債権の届出期間　平成25年４月26日まで
2　一般調査期日　平成25年６月25日午前11時
平成25年３月12日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係